



富士駅北口第一地区再開発ニュース

発行：富士駅北口第一地区市街地再開発準備組合

ニュースに関する連絡先：富士駅北口第一地区準備組合事務局

第 24 号 (2023. 6)

TEL : 0545-67-1091 FAX : 0545-67-1092

皆さまにおかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

市街地再開発組合（以下、組合）設立発起人（代表：大石眞行）は、同年 4 月 3 日（月）に富士市経由で静岡県に対して組合設立の認可申請をしておりましたが、申請書類について静岡県の確認を経て、富士市により事業計画の縦覧が開始されます。

★事業計画の縦覧が始まります！

富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業の事業計画が、令和 5 年 6 月 9 日（金）より、富士市役所の都市整備部市街地整備課において縦覧されることが決まりました（詳しくは富士市のホームページをご覧ください）。

縦覧期間は 2 週間であり、この期間は誰でも自由に事業計画を見ることができます。そして、事業計画について意見のある関係権利者（施行区域内の地権者・借家権者・担保権者等）は、縦覧終了後 2 週間以内に、静岡県知事に対して意見書を提出することができます。知事は提出された意見書の内容を審査して、意見が適正なもので採択すべきものであると認める場合は、事業計画に必要な修正を加えるよう申請者に命じて、事業が誤りなく、かつ、円滑に実施できるようにします。

以上のような手続きを経た後に、静岡県による組合設立の認可がなされることによってはじめて、組合が設立されることとなります。

- 事業計画の縦覧期間：令和 5 年 6 月 9 日（金）から令和 5 年 6 月 22 日（木）まで（土日・祝を除く）
- 縦覧の時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 事業計画の縦覧場所：富士市都市整備部市街地整備課（富士市役所 6 階）
- 意見書の提出期限：令和 5 年 7 月 6 日（木）まで
- 意見書の提出先：【宛先】静岡県 交通基盤部 都市局 景観まちづくり課
【住所】〒420-8601 静岡県葵区追手町 9 番 6 号 静岡県庁東館 12 階

今後、事業計画の縦覧、意見書の提出期間が終了し、組合設立認可が下りると、権利変換に向けた手続きが開始されます。また、7 月中下旬に 67 条説明会※、7 月 31 日（月）に組合設立総会を予定しております。

※67条説明会：都市再開発法に基づくもので、関係権利者（組合員・借家人）に事業の概要の周知を図るために行う周知説明会です。

